

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	S30. 1. 1	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	千歳市	職員数※ (H19. 4. 1現在)	30
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	79円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	8261
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	277
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.77 (H18)
資金不足比率 (%)	資金不足なし	実質公債費比率※ (%)	14.0 (H19)
		経常収支比率※ (%)	86.1 (H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	千歳市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	千歳市公営企業管理者 本宮宣幸
既存計画との関係	千歳市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	（総務省・財務省による本計画承認後） ①議会への説明（水道事業を所管する委員会への報告） ②千歳市水道局HPへの掲載
基本方針	千歳市では「最小の経費で最大の効果を上げるための市役所づくり」を基本方針とした集中改革プランを平成17年度から行っており、水道事業においても、同プランに沿って経営改革を推進している。本計画においては、現状の水道料金体系を維持し、料金改定を行わないことと大前提として策定している。料金収入については概ね横ばいで推移すると想定し、維持管理費の削減および組織の一部再編により職員数（人件費）の削減により経営改革を進めることを基本方針としている。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

()

区 分		年利5%以上6%	年利6%以上 %	年利 %以上	計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

()

事業債		年利5%以上6% (平成 年度末 高)	年利6%以上 % (平成 年度末 高)	年利 %以上 (平成 年度末 高)	計
公 営 企 業 債	上 事業				
計 ()					
一 般 会 計 負 担 分	※上記のうち				
計 ()					
公営企業で負担する の () ()					

【旧簡易生命保険資金】

()

事業債		年利5%以上6% (平成 年度末 高)	年利6%以上 % (平成 年度末 高)	年利 %以上 (平成 年度末 高)	計
公 営 企 業 債					
計 ()					
一 般 会 計 負 担 分	※上記のうち				
計 ()					
公営企業で負担する の () ()					

【公営企業金融公庫資金】

()

事業債		年利5%以上6% (平成 年度末 高)	年利6%以上 % (平成 年度末 高)	年利 %以上 (平成 年度末 高)	計
公 営 企 業 債	上 事業				
計 ()					
一 般 会 計 負 担 分	※上記のうち				
計 ()					
公営企業で負担する の () ()					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>水道普及率は、一部井水使用者を除き平成18年度末で99.7%を達成している。平成8年10月に料金改定を実施し、平成11年度には累積欠損金を解消し、平成18年度末には未処分純利益240,077千円となっている。</p> <p>しかしながら、有収水量は平成11年度をピークにここ数年は横ばいもしくは減少で推移しており、料金収入も頭打ちの状態が続いている。このため、費用面で年々増加する減価償却費や退職給与金による収支悪化を極力抑えるため、組織の見直しや委託業務の推進など経費削減に向けた取り組みを行ってきた結果、家庭用で10立方メートル1,102円という全道でも低価格の水道料金水準を維持しながら純利益を計上している。</p> <p>今後の見通しについては、料金収入の大幅な伸びは見込めない状況である一方、費用面で修繕費等の維持管理費の増加により平成20年度以降は厳しい財政状況が続くと予想される。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>平成7年度に増加する水需要に対応するため、日量6,000立方メートルの地下水処理施設を建設したものの、近年の水需要の伸び悩みにより全体の給水能力に対して余裕があり、緊急災害時は他の配水池での対応が可能であること、また施設自体の維持管理費が年間20,000千円程度かかることから、当該施設休止による維持管理費削減が経営課題である。</p>
	<p>課 題 ② 組織再編に伴う職員数および人件費の削減</p> <p>平成18年度費用のうち、減価償却費・支払利息・受水費の固定的経費が費用全体の60%近くを占めている。これらの費用は今後も増加が見込まれることから、費用全体の増加が懸念されるため、より一層の経費削減が必要となるが、委託料や修繕費などの維持管理費も費用全体の20%近くを占めている現状においては経費削減の余地も限られているため、今後は組織の効率化を図り、職員数を抑制し、総人件費を削減することが課題となる。</p>
	<p>課 題 ③</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	95.4	94.5	96.1	95.6	96.1	98.5 94.9	93.5 95.4	94.6 92.9	96.4 96.4	99.7 99.7	
総収支比率(法適用)	(%)	102.0	102.0	103.2	102.2	104.3	103.7 101.0	100.8 101.2	102.3 99.0	102.2 102.2	104.5 104.5	
経常収支比率(法適用)	(%)	102.3	102.3	103.5	102.5	104.5	104.0 101.4	101.1 101.6	102.6 99.3	102.5 102.5	104.8 104.8	
営業収支比率(法適用)	(%)	121.3	120.0	121.4	119.6	120.1	119.8 117.1	112.4 115.9	115.3 113.3	117.7 117.7	120.6 120.6	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	5.2	4.5	3.7	4.7	3.5	3.1 3.2	2.8 2.8	2.5 1.8	1.8 1.8	4.1 4.1
	うち基準内繰入金	(%)	3.6	2.8	2.2	3.5	2.3	2.0 2.0	1.7 1.7	1.6 0.8	0.8 0.8	3.3 3.3
	うち基準外繰入金	(%)	1.6	1.7	1.5	1.2	1.2	1.1 1.2	1.1 1.1	0.9 1.0	1.0 1.0	0.8 0.8
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.1 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	3.8	3.2	2.5	3.0	3.0	2.1 2.0	3.8 3.1	2.7 2.5	2.5 2.5	1.7 1.7
	うち基準内繰入金	(%)	3.8	3.2	2.5	3.0	3.0	2.1 2.0	3.8 3.1	2.7 2.5	2.5 2.5	1.7 1.7
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は、期間内の損益計算書ベースの収支不足を回収するのに、必要な料金収入を確保するために必要な料金改定率を算出し、その率を現在の料金体系に上乘せするのが基本的な考え方である。</p> <p>料金収入は家庭用での節水型電気製品の普及や工場等での循環器型設備の導入などの原因により、1人あたりの水使用量が伸びないことによりほぼ横ばいで見込んでいる。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>「平成19年度地方公営企業繰出について」(通知)に基づき、各年度の対象経費に係る金額を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓等に要する経費 ・地方公営企業職員にかかる児童手当に関する経費 <p>基準外繰入金については、次により各対象年度に係る金額を見込んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央泉郷・東千歳地区起債元利償還金 ・簡易水道維持管理費収支補てん(簡易水道にかかる営業収益から費用を差し引き発生した不足額) ・公衆浴場の料金減免(浴場用で使用した場合の使用料と家庭用で使用した場合の使用料の差額) ・水源開発業務にかかる事務経費 ・退職給与にかかる負担金(会計在籍期間に応じた退職金の負担金)
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>防衛施設庁補助事業(臨空工業団地配水池設置) 事業費:1,667,620千円 平成19年度～平成24年度予定</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>【営業費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費については給与改定を見込まず、定期昇給のみで算定。 ・経費については、平成18年度における単価を基本とし、過去の実績および個別費用の特質を勘案して算定。 ・減価償却費については償却対象資産の帳簿原価に対して定額法にて算定。 ・企業債利息については既に起債済のものについては償還表により、また新規に起債するものについては財政融資・公庫とも利率2.55%～3%で算定。 <p>【資本的収入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業債および国庫補助金については、事業計画内容に基づき算定。 <p>【資本的支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業債償還金については、既に起債済のものについては償還表により、新規に起債するものについては5年据え置き30年償還として算定。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	平成12年度に下水道事業を法適用化したことに伴い、水道事業と下水道事業の組織統合により合理化を図り、その後組織の見直しや業務の委託化、退職者不補充などにより、平成12年の35人から平成18年には30人となり、水道事業全体で5名、14%の減少となっている。本計画においては、行革推進法において4.6%の純減目標があることからこれを上回る純減を予定している。具体的には平成21年度において下水道処理施設および現行の施設管理部署の統合による組織再編で定員を2名削減することにより人件費総額の削減を行う(課題②)
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	集中改革プランでは、平成17年4月1日の職員数(病院医療職を除く。)839名と比較し、平成22年4月1日までに77名(純減率9.1%)以上削減することを目標としている。 平成19年4月1日現在の職員数は782名で、純減率は6.7%である(病院医療職を除く。)
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月に国の給与構造改革に沿った形で俸給表の見直し実施済 特殊勤務手当についても医療職に係るもの及び真に必要なものを除いて廃止済み(平成18年4月)であるが、今後も国公準拠や情勢等に基づき検証を継続していくこととする。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員配置についての妥当性、委託化の可能性等について現在点検中。 公表については平成19年度内を予定しているが、時期については未定。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年4月に国に準拠する形で改正済 なお、退職時特別昇給制度については既に廃止済
◇ 福利厚生事業のあり方	福利厚生事業に係る福祉協会への事業主負担金については、平成19年度より掛け金と同率へ改正されている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	浄水場施設の業務委託については、平成3年度より運転監視業務を委託化し、平成13年度より施設点検業務・平成15年度からは水質検査を委託化し、維持管理費の削減に取り組んでいる。 また、近年の水需要が伸び悩んでいること、また緊急災害時は各配水池で貯水している水で対応できることなどから、平成19年度より浄水場内における地下水処理施設を休止し、動力費・修繕費等の削減に取り組むこととしている(課題①)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	集中改革プランにおいて浄水施設の水道法に基づく第三者委託について実施可能か検討したが、維持管理費での経費削減が期待できないこと、また委託会社の道内実績が少ないなどの理由により、平成18年度において見送りとなった。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	その他の収入確保に向けた取り組みとして、次の事案について検討しております。 ①インターネットによるサービスの拡大（請求先の変更・料金関係相談など） ②預金口座振替日の指定日の選択 ③クレジットカード支払 ④口座払い割引制度
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	財務状況（予算・決算）については千歳市水道局ホームページにおいて、また、給与・定員管理については千歳市ホームページおよび広報にて公営企業分として併せて公開を行っている。 平成15年度（平成14年度分）より導入。評価方法は事務事業の担当による自己評価（一次評価）を基本としている。水道事業においては、水道事業庁舎管理業務などの経常的事務、給水施設管理業務などの施設管理事業、「水道週間」行事開催事業などの自主事業が評価の対象となっており、対象事業数は平成17年度において22件である。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	下水道処理施設および施設管理部門との組織再編により職員を2名削減するにより、人件費総額の削減を行う。 (実施年度：平成21年度～ 改善額合計：53,000千円)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	浄水場内における地下水施設を休止することに伴う委託料・動力費・修繕費等の削減を行う。 なお、改善額については地下水施設にかかる維持管理費の実績値から算出を行っている。 (実施年度：平成19年度～ 改善額合計：100,000千円)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計			
【収入の確保】																
	料金改定率															
	改善額(料金の適正化)※1															
	未収金の徴収対策															
	改善額															
	一般会計負担金の額															
	改善額(負担金の確保等)															
	資産の有効活用															
	改善額(収入増額)															
	その他()															
	改善額															
【経費の削減】																
1	職員給与費の適正化															
	職員給与費(退職手当以外)	234	215	200	193	184		166	183	155	182	153	167	167	168	168
	改善額	3	22	37	44	53	159	18	1	29	2	31	17	17	16	16
	給与水準	118	112	103	99	94		83	89	76	89	76	81	81	81	81
	改善額	0	6	15	19	24	64	11	5	18	5	18	13	13	13	13
	その他(手当・法定福利費等)	116	103	97	94	90		83	94	79	93	77	86	86	87	87
	改善額	3	16	22	25	29	95	7	-4	11	-3	13	4	4	3	3
	職員給与費(退職手当)	67	51	36	68	49		35	35	30	31	31	13	13	36	36
1	職員数(人)	33	32	30	28	30		29	30	29	31	29	29	29	29	29
	増減数(人)	0	-1	-2	-2	2		-1	0	0	1	0	-2	0	0	0
	維持管理費等	560	537	517	493	470		461	462	506	490	482	552	475	475	441
	改善額(適正化)※改善額については【内訳】に記載															
2	【内訳】維持管理費等 (地下水施設・委託料)	4	6	8	8	8		2	1	0	1	0	1	1	1	1
	改善額						0	6	7	8	7	8	7	7	7	7
2	【内訳】維持管理費等 (地下水施設・修繕費)	15	14	4	9	6		0	0	0	0	2	0	0	0	0
	改善額			2			2	6	6	6	6	4	6	6	6	6
2	【内訳】維持管理費等 (地下水施設・動力費)	6	5	6	7	7		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	改善額		1				1	6	6	6	6	6	6	6	6	6
2	【内訳】維持管理費等 (地下水施設・薬品費等)	2	1	1	1	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	改善額		1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債現在高	7985	8108	8165	8234	8261		8142	8169	8027	8152	7820	8097	7773	8050	7732
	増減	-9	123	57	69	27		-119	-92	-115	-17	-207	-55	-47	-47	-41
	計画前5年間改善額 合計						166								210	153
	改善額 合計															56

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)					
給水人口(千人)	90	90	90	91	92	92	93	92	93	94	94				
年間総有収水量(千m ³)	11719	11450	11575	11479	11363	11398	11341	11143	11364	11147	11390	11418	11446	11446	
公称施設能力(m ³ /日)	50800	50800	50800	50800	50800	46780	50800	46780	44300	46780	44300	44300	44300	44300	
1日最大配水量(m ³ /日)	39812	38251	39427	39427	39004	38163	45511	36139	46031	36364	46515	47044	47044	47759	47759
最大稼働率(%)	78.3	75.2	77.6	77.6	76.8	81.6	89.6	77.3	103.9	77.7	105	106.2	106.2	107.8	107.8
供給単価(円/m ³)	130	130	130	130	130	130	130	131	130	130	130	130	130	129	129
給水原価(円/m ³)	141	142	139	141	139	136	140	140	139	137	141	135	135	134	134

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

当市の簡易水道事業はハード面・ソフト面では統合による新たな費用が発生しないこともあり、現状では上水道・簡易水道の料金統一が検討対象として考えられる。料金統一の時期については、平成25年度にシューパダム完成に伴う石狩川東部広域水道事業団からの受水が予定されているため、同年度以降における収支見通しを考慮したうえで、上水道・簡易水道料金の料金統一の検討を進めていくこととなる。